

フードサポートこうべ～物価高騰に負けないくらし応援～事業 業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

フードサポートこうべ～物価高騰に負けないくらし応援～事業

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

特に食料品を中心とした物価高騰が続くなか、生活にお困りの神戸市民を対象に、以下の目的を達成するため、食料品・生活用品の無料配布会及び生活相談会を実施。

- ①【短期】特に食料品を中心とした物価高騰の影響を軽減するための当座の生活支援
- ②【中長期】行政・地域の相談窓口等の「継続的な支援」へつながるきっかけづくり

今回の提案募集は、フードサポートこうべ～物価高騰に負けないくらし応援～（以下、「配布会」という）を実施するにあたり、受託事業者の募集を実施。

提案にあたっては、この実施要領の他、「フードサポートこうべ～物価高騰に負けないくらし応援～事業委託仕様書」（別紙3）「フードサポートこうべ～物価高騰に負けないくらし応援～事業に関するQ&A」（別紙4）参照。

（2）業務内容

「フードサポートこうべ～物価高騰に負けないくらし応援～事業委託仕様書」（別紙3）のとおり

（3）事業規模（契約上限額）

金 88,000,000 円（消費税含む）

（4）契約期間

2025 年 10 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

※本事業に係る 2025 年度一般会計補正予算が成立しない場合は、契約を締結しないことがある。

（5）提出物

- ①「フードサポートこうべ～物価高騰に負けないくらし応援～」事業提案募集の参加申込書（別紙1）
- ②「フードサポートこうべ～物価高騰に負けないくらし応援～」事業委託契約の提案書（任意様式）
- ③法人概要、登記簿、決算書等事業内容及び業績を説明することのできる資料
※電子メールにて、すべて PDF データで提出すること。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（2）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

なお、受注者の請求に基づき概算払うことも可能。概算払いする場合、受注者は、委託業務終了後、神戸市指定する期日までに精算報告を行う。また、概算払いを受けた委託料に余剰金が生じたときは、これを神戸市の請求に基づき返還する。

（3）契約書案

頭書及び委託契約約款（別紙5）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 2024・2025 年度神戸市入札参加資格を有すること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人、株式会社等、法人格を有すること。なお、法人格を有しない「協議会」など共同体により実施する場合は、①共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること、②構成員間における協定書等において、事故が起きた場合の責任の所在が明確になっていること。
- (7) 事業者及びその代表者が直近 1 年間の所得税、法人税、市町村税等を滞納していないこと。

5 スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------------|
| (1) 公募開始 | 2025 年 9 月 8 日 |
| (2) 質問受付締切 | 2025 年 9 月 12 日 17 時必着 |
| (3) 質問に対する回答 | 2025 年 9 月 17 日 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 2025 年 9 月 24 日 17 時必着 |
| (5) 選定審査会（プレゼンテーション） | 2025 年 9 月 29 日 |
| (6) 選定結果通知 | 2025 年 9 月下旬（予定） |
| (7) 契約締結・事業開始 | 2025 年 10 月 1 日 |
| (8) 事業完了 | 2026 年 3 月 31 日 |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 企画提案書の提出

ア 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。【任意様式】

①提案趣旨

・事業の趣旨・目的に対する基本的な取り組み方針

②業務執行体制

・事務所（連絡先）
・本業務への従事体制
・相談会当日の運営体制
・事故に対する体制

③業務内容

・事業全体のレイアウト

- ・会場内レイアウト
- ・食料・生活用品の調達（購入及び寄附）方法（受け取りと会場への搬入を含む）
- ・食料・生活用品の選定・保管・提供方法
- ・来場者の属性把握
- ・事前広報、当日広報

④業務実績

- ・類似業務の業務実績（件数と主要取組み事例の概要等）

⑤見積書

- ・運営費の見積もり

⑥受託に際しての条件などの特記事項

イ 受付期間 2025 年 9 月 8 日から 2025 年 9 月 24 日 17 時 00 分まで
※電子メールにて、すべて PDF データで提出すること。

ウ 提出書類 「2 業務内容に関する事項（5）提出物」のとおり

エ 提出先 kurasi-sien@city.kobe.lg.jp

（2）質問の受付

ア 受付期間 2025 年 9 月 8 日から 2025 年 9 月 12 日 17 時 00 分まで

イ 提出方法 「質問票」（別紙 2）に記載し、下記提出先まで E メールにより提出すること

提出先：kurasi-sien@city.kobe.lg.jp

ウ 回答 参加申込書の提出があった全ての事業者に対して、2025 年 9 月 17 日に E メールにより回答する。

7 選定に関する事項

（1）評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 提案趣旨【10 点】

- ・事業目的・趣旨に対する理解 など

イ 業務執行体制【30 点】

- ・地元企業に対する加点
- ・本業務への従事体制
- ・相談会当日に必要なスタッフの確保
- ・事前の研修 など

ウ 業務内容【40 点】

- ・事業の実現のための工夫
- ・来場者数の把握
- ・集客のための工夫 など

エ 業務実績【15 点】

- ・類似業務実績の豊富さ など

オ 事業費【5 点】

- 費用積算根拠の妥当性 など

（2）選定方法

ア 本企画提案は、神戸市職員及び外部委員等で構成する選定委員会において、企画提案書およびプレゼンテーションを基に評価基準に沿って審査を行い、契約候補者を選考する。

ただし、参加者多数の場合は書類審査を実施し、プレゼンテーションの実施は概ね 5 社とする。

イ 書類審査を実施する場合は速やかに参加者全員に通知した上で、参加者全員に対して電子メールにて書類審査結果を通知する。

ウ プレゼンテーションは下記のとおり行う。

（ア）日時 2025 年 9 月 29 日 10 時～12 時（予定）

（イ）場所 オンライン（Microsoft Teams）

(ウ) 内容 企画提案書に基づくプレゼンテーション（20 分程度、質疑応答は別途）

※企画提案書から新たに資料を作成・追加することは認めない。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「業務内容」の評価項目の得点が高い方とする。「業務内容」においても、点数の差がつかない場合は、選定委員会において、総合的に評価を行う。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

キ 契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。

(2) 提出先、問い合わせ先

神戸市福祉局くらし支援課 担当 泉水・奥田

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1

電話：078-322-0318

Eメール：kurasi-sien@city.kobe.lg.jp